

第 4 回

総会議事録

日 時 令和5年10月13日（金）13時15分

場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	委員会役職
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
欠	3	丹野 菊男	第37`ロツク長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第27`ロツク長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第17`ロツク長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鎗水 豊	
欠	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第47`ロツク長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
欠	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第4回総会（定例）

日 時：令和5年10月13日（金）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第4回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第15号 農用地利用集積計画について

議第16号 事業計画変更承認申請について

議第17号 山形農業振興地域整備計画の変更について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和5年11月13日（月）

(2) 次回の委員調査について 令和5年11月 9日（木）

7 そ の 他

(1)山形市の農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について

(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

8 閉 会

第4回総会議事録

(令和5年10月13日(金) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 21名

欠席委員 3名

開 会 午後1時15分

会 長	(あいさつ)
事 務 局	ここで、現在の出席委員数をご報告いたします。 本日は、3番丹野菊男委員、18番佐藤清委員、22番丹野長利委員から欠席の連絡を受けております。 在任委員数24名、出席委員数21名、欠席委員数3名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 なお、本日は第1ブロックから清水利光推進委員、第2ブロックから須藤久仁夫推進委員、第3ブロックから結城克実推進委員が出席しております。 (傍聴人なし) 議事に移ります。議長選出につきましては、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 高橋会長よろしくお願いいたします。
議 長	(開会) それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、21番小松武委員、1番長澤弘委員にお願いし、書記に荒井主幹を任命いたします。 それでは議事に入ります。議第12号農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	はい。議長。 議案書は1ページ、議第12号農地法第3条の規定による許可申請について、こちらをお願いいたします。 2ページをご覧ください。案件は4件となります。農地の所在地、借受人・譲受人、貸出人・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりとなっております。43号は、金井地区南志戸田の現況畑について、経営拡張のための所有権移転となりまして、許可後はハウス

	等を設置しバラ栽培の予定となっております。44号は、蔵王地区蔵王上野の畑について、親族間での権利移動になりますが、経営拡張のための隣接地の買受で、蔬菜栽培の予定となっております。45号は、榎沢地区砂塚の現況畑及び田について、経営拡張のため隣接地の買受となりまして、キャベツ等の葉物野菜、ネギ等、田については水稻栽培の予定となっております。46号は、南沼原地区沼木の畑について、新規就農のための所有権移転となりまして、蔬菜栽培の予定となっております。こちら、推名委員に調査していただいております。 以上4件につきまして、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。 46号につきまして12番推名委員から報告をお願いします。
推 名 委 員	はい議長。12番推名です。46号案件についてまず、申請地、権利の種類、譲受人並びに譲渡人については議案書記載のとおりです。親子で2分の1ずつの権利になります。譲受人は令和4年4月に当該農地に隣接する宅地に居住家屋を建築し、住み始めました。元々、家屋を建築した土地と当該農地は譲渡人の所有でありました。ただ、譲渡人が畑まで通る道が無くなったとのことで、譲受人親子へ無償で譲渡することになりました。目的ですが、 の大根や白菜等を栽培予定です。機械の所有状況ですけれども、鍬、鎌、スコップ等の軽いものしかなく、譲渡人から必要に応じて、管理機等借りる予定です。東側に田んぼ、隣に住宅が隣接しているので、草刈り等を徹底し迷惑をかけないように、農地パトロールもするので、農地として有効利用してくださいと伝えておきました。 以上の調査の結果から、許可相当と判断しますのでご協議よろしく申し上げます。
議 長	ただいまの説明に対しまして、皆様から質問・意見を賜りたいと思いますが、ありませんでしょうか。
事 務 局	モニターの方に参考までに委員調査時の現地の写真を表示しております。黒い建物が申請者の自宅となっております、自宅裏という位置関係です。以上です。
議 長	ありがとうございました。質問の際には、議席番号と名前を述べて、発言をお願いしたいと思います。
阿 部 委 員	5番阿部です。43番南志戸田の田、現況畑7,603㎡は1筆なのでしょうか。
事 務 局	こちら記載のとおり1筆の面積となっております。

阿 部 委 員	わかりました。
議 長	他にありませんか。無いようですので、出席推進委員の方からもご意見を頂きたいと思います。ぜひご発言いただきたいと思います。清水推進委員、何かありませんか。
清水推進委員	畑なんです、家庭菜園でも畑ということになるのでしょうか。
事 務 局	■■■■■■■■■■の野菜を作るための畑となります。
議 長	他に、何かありませんか。須藤推進委員はいかがですか。
須藤推進委員	畑として維持管理していただけるのであれば頑張っていたきたいと思います。
議 長	結城推進委員はいかがですか。 (意見なし) それではお諮りいたします。議第12号について、43号から46号について、許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認められますので43号から46号は許可に決めます。 次に進みます。 議第13号農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	はい。議長。 議案書は3ページ、議第13号農地法第4条の規定による許可申請について、こちらをお願いいたします。 案件は4ページ記載の2件でございます。また、位置図は5ページからとなります。 それでは5ページをご覧ください。 3号は、東北芸術工科大学より東、約2,200mに位置する滝山地区八森の田及び畑、計3筆 1,483 m ² となります。 続いて6ページをご覧ください。4号は、先程説明した3号の隣接地となりまして、滝山地区八森の田 310 m ² でございます。 こちら隣接する農地の一体での畑地造成となりますので、2件合わせまして推名委員に調査いただいております。 以上の2件につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。 3号、4号について12番推名委員から報告をお願いします。 なお、先ほどと同様に、簡潔な説明に努めて頂き、詳細は質疑を

	通して確認くださるようお願いいたします。
推 名 委 員	はい議長。12 番推名です。3 号 4 号関連していますので一括しての審議をお願いいたします。 申請人、申請地は議案書記載のとおり。一時転用による畑地の造成になります。期間は令和 8 年 9 月 30 日まで。申請地はすごい窪地です。農作業効率が悪いので、盛土して改善しようとするものです。2016 年から地権者 10 名の方が、造成工事する■■■■との間で協定書を結んで、地権者 10 名の方が同意したうえで畑地造成に取り組んでいます。通常の簡易的な畑地造成だと、改良届のみですが、今回は、期間が長いため 4 条許可申請となりました。造成後は、ソバや、トウモロコシなどの中山間地にあった作物を栽培する予定です。費用は無償となっております。造成工事業者が全額負担です。第 8 期目の工事となり、7 期目まで終わっています。私が現地に見に行った時は、造成が終わった所にはソバ等を刈り取りした跡がありました。今回の申請地は、8m 以上盛土する。ゆくゆくは令和 15 年までかけて、辺り一帯を同じ高さに盛土する計画です。■■■■担当者には、あくまでも農地の造成であること、産業廃棄物は絶対持って来ないようにすること、崩落事故等が起きないようにとお願いしました。所有者 2 人からも立ち合ってもらいましたが、耕作がしやすくなるとの意見でした。個人的に、業者が工事用の残土を持ってくるのに都合が良かったのでは、との見方もしましたが、地権者皆の同意もあり、作物も植えている状況。ただし、委員調査の際に、サルがいましたので、ワイヤーメッシュや電気柵の必要性を感じました。以上のことから、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明対しまして、皆様から意見ありませんでしょうか。
熊 谷 委 員	19 番熊谷です。残土の中身は、どれくらいまで砂利を使っても畑となるのか。砂利ばかりであってもよいのか。規則があるのか。
事 務 局	土質に関しては、コンクリート殻やゴミが混じっているのは、産業廃棄物です。これは埋めてはならぬものです。アスファルト殻などが混じったものも、当然制限の対象となるものです。農地改良や、畑地の造成工事にあたっては、そういった残土処分の業務を生業とする業者ではないことを要件にしています。砂利などは問題ないのですが、当然、耕作するため 30 cm 以上の表土を保つことが条件となります。石が無い状態で 30 cm。トラクターでうなえる状態が必要です。
熊 谷 委 員	許可後の農地に石や砂利があつたりしている所があるが。それは撤去してもらうのか。

事務局	事務局へ相談してください。農地のパトロール等で見ていただくようお願いしていますので、そういった農地は今後厳しくご指導方お願いいたします。
議長	他にありませんか。 (意見なし) 無いようなのでお諮りします。議第 13 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認めまして、議第 13 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。 議第 14 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を上程いたします。なお、議案には 17 番鑑水委員に関する案件がありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、参与を控えていただきます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい。議長。 議案書は 7 ページ、議第 14 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、をお願いいたします。 案件は、8 ページから 11 ページの 18 件です。また、位置図は 12 ページからとなっております。 12 ページをお願いいたします。 34 号は、県立中央病院の北東、約 700m に位置する、楯山地区青柳の畑 201 m²です。戸建て住宅を建築するものでして、1 種農地と判断しております。 続いて、13 ページをお願いいたします。 35 号は、34 号に隣接する土地になります。同じく楯山地区青柳の畑 251 m²です。こちらも同じく、戸建て住宅を建築するもので、1 種農地と判断しております。 続いて、14 ページをお願いいたします。 36 号は、JR 漆山駅の西、約 550m に位置する出羽地区漆山の現況畑 368 m²です。戸建て住宅を建築するもので、1 種農地と判断しております。 次に 15 ページをお願いいたします。 37 号は、市立第八中学校の東、約 700m に位置する村木沢地区村木沢の畑 354 m²です。戸建て住宅を建築するもので、1 種農地と判断しております。 次に 16 ページをお願いいたします。 38 号は、市立大郷小学校の南東、約 650m に位置する大郷地区銅谷口の畑 609 m²です。こちら、令和 5 年 9 月に工事期間中の資材置場、仮設事務所等の設置のための一時転用許可を受けたもので、事業計

	画変更によるものとなっております。事業計画変更承認申請とあわせて提出されているものでして、事業敷地の拡大部分について新たに5条許可が必要になり申請があったものです。事業計画の変更理由等については、50ページをご覧くださいと思います。従前二筆だったものを一筆加えて三筆とする事業計画変更がされるものです。こちら、今野委員から委員調査を実施していただいております。 戻りまして17ページをお願いいたします。 39号は、市立高楯中学校の北西、約550mに位置する楯山地区十文字の畑9.52㎡です。県道の拡幅に収用される関係で、自宅敷地に駐車スペースが確保できなくなったことから、敷地拡張し駐車スペースを確保するものとなります。 18ページをお願いいたします。 40号は、市立本沢小学校の南東、約200mに位置する本沢地区長谷堂の畑326㎡です。隣接する事業者の資材置場設置によるものです。 次に19ページをお願いいたします。 19ページの41号から27ページの49号まで、及び28ページの50号から29ページの51号までは、高瀬地区切畑及び下東山の田畑、蔵王地区蔵王飯田及び蔵王半郷の現況畑につきまして、営農型太陽光発電設備設置に伴う一時転用許可の期間満了による再許可申請の案件となります。それぞれ平成26年に一時転用の許可を受けまして、その後3年ごとに再許可の申請をしているもので、この度令和2年に許可を受けたものの期間が満了になることから、再度3年以内の一時転用の申請があったものになります。こちら、今野委員に委員調査を行っていただいております。 以上の18件につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。 38号案件について4番今野委員から報告をお願いいたします。 なお、先ほどと同様に、簡潔な説明に努めて頂きまして、詳細は質疑を通して確認くださるようお願いいたします。今野委員お願いいたします。
今 野 委 員	4番今野です。銅谷口の橋の整備工事に伴う資材置き場、仮設事務所の一時転用の案件です。先ほども話にあったように、今年度の9月に許可は得ましたが、それを追加変更する案件でございます。渋谷建設が請け負っており、当日は代理人である現場監督から説明を受けてきました。当初計画として前回申請地と橋の対岸に資材及び建設発生土を置く考えであったが、冬期に大型車両を使用して迂回させることは、交通事故リスクが高まり、現場の交通に与える影響が大きいことから計画を練り直したとのこと。今回の申請地に、建設発生土の仮置き場を設けた方が、事故のリスクが少なく、作業効率も上がると考え申請に至りました。一時転用とのこと

議長
今野委員

続きまして、41 号から 51 号について、一括して 4 番今野委員から報告をお願いいたします。

太陽光発電の下の部分に農作物を植えておかなければならない一つの条件になっておりますので、その確認とそれが荒らされているか、あるいは減収になっているかを調査してきたということになります。借主の方については、株式会社アグリパークZAO[]です。上市市で平成23年から農畜産物の生産・加工販売等を行っている法人です。もう一方、50から51号の方ですが、蔵王成沢の一般社団法人山形県グリーンエネルギー協会の[]から説明を受けました。営農型発電設備の継続のための一時転用ということです。株式会社アグリパークZAOについては、平成26年10月24日に一時転用許可を受けて設置した営農型発電設備9カ所について。また、山形県グリーンエネルギー協会においては、同じく平成26年11月13日に一時転用許可を受けて2カ所設置しております。転用期間が満了を迎えたということで、発電設備を設置しながら継続して太陽光発電の下にカボチャを栽培していきたいとのことで、許可申請に至ったということです。具体的な申請の位置ですが、41号42号43号50号については、切畑地内、山形市立高瀬小学校から南に約1kmに位置する農地です。受付番号44号については、下東山地内、高瀬小学校から約300mに位置する農地です。45号46号48号49号については、蔵王飯田地内、ヒルズサンピア山形の南東約500mの場所に位置する農地です。受付番号47号と51号は、蔵王半郷地内、蔵王コミュニティセンターから南東へ約800mの場所に位置する農地です。この申請地は、農地の集約性がある第1種農地や農業振興地域内の農用地区域です。営農型の太陽光発電設備を設置する場合には、下の農地で耕作することが条件となっており、一時転用による再申請が必要となっています。排水については若干水が溜まる場所があるとのことをお聞きしています。水が溜まる点は改善して行かなければならない、と話しておりました。その他ですが、土地は[]で使用貸借とし、発電施設の設置料として、1案件年間[]

	の設置料を支払う契約を結んでいるということです。カボチャの件ですが、令和2年から記録をとっていたようで、令和3年度までは、平均反収8割の要件を満たしている箇所が多かったのですが、令和4年度には反収が著しく下がって8割要件が満たされてなかったとのことで、営農状況の聴収及び現場確認をしました。主な原因としては、切畑地区、下東山地区では、根切り虫にカボチャが喰われたとのことで、害虫被害に加えて天候不順によるものが減収に繋がったと。蔵王飯田地区と蔵王半郷地区では、イノシシやサルの獣害被害があったとのことでした。なお、豪雨によって浸水したことにより収量が減ったとのことです。対応策として、有害鳥獣の被害については防除を徹底したとのことでした。ただ、このカボチャは無農薬の有機栽培で、かなり手間をかけないと収穫できないという条件があります。消毒はできないとのことで、減収もなるだろうと感じました。会社の方では、水害にあわないように畝を高く上げるとか、暗渠を設置したり、明渠をしたり、実際、明渠も深く掘られておりました。会社の方でも努力しているのが伺われ収量の回復が見込まれましたので、この案件については今回3回目ですが許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さんの意見ありませんでしょうか。
阿 部 委 員	5番阿部です。1案件のの料金ということでしたけれども、1案件は面積でいうとどれくらいになるのか。何に対して1案件というのか。
今 野 委 員	受付番号の一筆一筆のことではないかと判断していたが。
事 務 局	一反部あたりの設置料となります。所有者によっては、一反部ない場合がありますが、その場合は面積にて按分となります。
議 長	他にご意見ありますか。 (意見なし) 無いようですのでお諮りします。議第14号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認めまして、議第14号農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。 議第15号農用地利用集積計画について、を上程いたします。 なお、議案については19番・熊谷 委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、参与を控えていただきます。それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局	はい。議長。 議案書の 30 ページ、議第 15 号農用地利用集積計画について、をお願いします。 31 ページをご覧ください。このたびは、農地中間管理事業による借入れがございまして、議案は、中間管理機構借り入れ分と分けて集計しております。 はじめに、農地中間管理事業以外の分について、こちら利用権設定についてですが、1.利用権設定については、地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりとなっております。 契約期間別では、6 年以上 10 年未満が 2 筆、4,144 ㎡。10 年以上が 6 筆、6,879 ㎡となっております。なお、内訳につきましては、32 ページの 35 号から 39 号の 5 件となっております。内容については議案書記載のとおりとなっております。 次に、所有権移転につきまして、31 ページにお戻りください。 右上の 2. 所有権移転の項目になります。地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりとなっております。なお、内訳につきましては、33 ページの 4 号から 7 号の 4 件で、内容は記載のとおりです。 続きまして、農地中間管理事業による借入れ分について、こちら 34 ページをご覧ください。 令和 5 年 7 月受付分の農地中間管理事業による「利用権設定」の集計表となっております。1.利用権設定について、地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりです。契約期間別では、3 年以上 6 年未満が 10 筆、6 年以上 10 年未満が 0 筆、10 年以上が 118 筆となっております。内訳については、35 ページの 159 号から 48 ページの 220 号の計 37 件で、内容は記載のとおりです。 山形市の農用地利用集積計画の公告日については、10 月 25 日水曜日を予定しております。以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明対しまして、皆さん質問・意見等ございませんか。
石 川 委 員	20 番石川です。46 ページの 80 歳代の方はこんなに出来るのかなと思うのですが。面積が多いようなのですが出来るのかと。
事 務 局	■■■■の方は農地中間管理機構への貸人です。借人は下段の ■■■■の方で認定新規就農者の方です。
石 川 委 員	全部同じ作物なのでしょう。荒れないのか。
事 務 局	手元で作物等の確認ができませんので確認後、ご連絡させていただきます。

今 野 委 員	4 番今野です。若い人から、田んぼを借りられる場所ないかと事務局から問い合わせがあった。ここに [REDACTED] と載っているが、例えば本沢に借りた、西山形に借りた、村木沢に借りたとなった時、今から我々がしなければならない仕事として目標地図作りがあるが、こういう借り方をされると最終的にどのようなまとめ方になるのか心配になる。取りまとめが難しくなるのではと感じた。ここで結論はでないかと思うが、今後このような借り方の人がいた時に、どのような対処をするのか考えて行かなければならないのではないかな。と思い発言させていただきました。
議 長	事務局、何かありますか。
事 務 局	新規認定等を行なっている農政課の係と、地域計画を策定する係は、同じ係ですので、担当の方へこういった意見があったことを伝えさせていただければ。いかがでしょうか。
議 長	我々も農地がないかと聞かれた時は、なるべく集約集積できるようお願いします。他にありませんか。 (意見なし) それではお諮りします。議第 15 号について、適当である、とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第 15 号農用地利用集積計画について、適当である、との意見に決します。 次に進みます。 議第 16 号事業計画変更承認申請について、を上程いたします。 それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	はい。議長。 議案書 49 ページ、議第 16 号事業計画変更承認申請について、をお願いいたします。 案件につきましては 50 ページの 3 号、4 号の 2 件です。 3 号につきましては、先ほど 5 条許可申請にかかる 38 号案件でご審議いただきました案件でございます。先ほど今野委員に報告いただいた理由によりまして、事業敷地を拡大し、資材置場等に一時転用で設置するものです。4 号につきましては、令和 4 年 12 月に 5 条許可を受けた案件でございます。申請地、計画者、転用目的等に変更はございませんが、雨水の排水処理方法の変更に伴いまして造成計画について変更するものです。推名委員に調査を実施していただいております。 以上につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。

	4号案件について12番推名委員からご報告をいただきたいと思います。
推 名 委 員	12番推名です。この4号案件ですが、申請人並びに計画者は議案書のとおりです。事業計画変更点なのですが、先ほど説明があったように、昨年12月に駐車場にするための農地転用許可を得ているのですが、資材費等の高騰により、業者が予算内で出来ないとなり、密粒度アスファルトといって一般道のような目の細かいアスファルトを予定していましたが、今回、透水性アスファルトという目の粗いアスファルトに変更したいとのことで、申請に至りました。工期が短い、浸透性が良いとメリットは多いが、ただ難点は、目詰まりしやすいことです。この丸東商事株式会社とは、 [REDACTED] [REDACTED]事業拡張により従業員数が増えるため、駐車場申請しております。流通団地内にもうスペースが無いので、ちょっと離れた今回の申請地に駐車場を作る計画です。ただし、転用許可を出したのが去年の12月ということで、かなり時間が経っているので、許可下りたら速やかに工事してくださいとお願いしました。また、除雪した雪は、市内の指定の雪捨て場等に持っていくようにもお願いしております。 以上のことから、許可相当と判断いたします。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいまの説明に対しまして、皆様からのご質問・ご意見等を伺います。ございませんか。
熊 谷 委 員	19番熊谷です。地元では今回の申請地は、土盛りしてサクランボ植えると聞いていたのだが。
推 名 委 員	事務局どうですか。聞いていませんか。
事 務 局	去年の許可申請時から駐車場で受けています。サクランボを植えるのであれば申請目的も違いますし、審査内容も違ってきます。計画があったのかどうか存じませんが、事務局では、こちらの駐車場の計画で申請を受けています。
議 長	申請は駐車場で出ていますので、間違いなく駐車場であると、今後の経過を確認していただきたいと思います。 それではお諮りします。議第16号について、承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第16号事業計画変更承認申請について、承認することに決めます。 次に進みます。

事務局	議第 17 号山形農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。それでは事務局の説明をお願いします。 はい。議長。 議案書の 52 ページ、議第 17 号山形農業振興地域整備計画の変更について、をお願いいたします。 変更内容は農用地区域からの除外となりまして、53 ページの 3 件となります。市長より農業委員会の意見を求められております。 54 ページをお願いいたします。 1 号は、大郷地区七十刈の畑について、駐車場敷地の拡張のための除外です。 55 ページをお願いいたします。 2 号は出羽地区漆山の畑及び田について、事業所の資材置場のための除外です。 56 ページをお願いいたします。 3 号は金井地区島の田について、医療法人による駐車場の拡張を目的とした除外です。 以上の 3 件に関する農用地区域からの除外に伴う農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見について、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	ただいまの説明に対しまして、皆さん意見等ございませんか。 (意見なし) 無いようですのでお諮りします。議第 17 号について、適当である、と認めることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認め、議第 17 号山形農業振興地域整備計画の変更について、適当である、との意見とすることに決します。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告を願います。
事務局	はい。議長。 続いて、報告事項になります。 先に議案書を送付しておりますので、報告事項については、案件名と件数を読み上げにさせていただきます。 57 ページから 報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、58 ページの 112 号から 64 ページの 132 号まで 21 件を受理しております。 続きまして、65 ページから 報告事項、農地法第 4 条届出書の受理について、66 ページの 14 号、15 号の 2 件を受理しております。 67 ページから

	報告事項、農地法第5条届出書の受理について、68ページの28号から30号まで3件を受理しております。 69ページから 報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、70ページの45号から、71ページの62号まで18件を受理しております。 72ページから 報告事項、農地改良届出書の受理について、73ページ7号、1件を受理しております。 74ページから 報告事項、農地法第5条の規定による許可について、75ページ24号から76ページ33号まで7件の許可証を交付しております。 報告事項については以上でございます。
議 長 事 務 局	次に6連絡事項について、事務局よりお願いします。 はい。議長。 次回の定例総会につきましてご連絡させていただきます。次回は、令和5年11月13日月曜日に開催予定となっております。委員調査については、11月9日木曜日を調査日と予定しております。 なお、次回の委員については、9番森田委員、10番安達委員となります。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局	続きまして、7その他について、事務局からお願いします。 はい議長。 その他(1)山形市の農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について、をご覧ください。確定版になります。こちらにつきましては、農政課題検討小委員会を7月改選後、9月13日から小委員会の会議を重ねてまいりました。内容が整理されまして、運営委員会です承を得ましたのでご報告させていただきます。(資料説明) その他(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、をご覧ください。スケジュールにあるように、12月の総会時に指針を決定したいと思います。(案について資料説明)こちらも運営委員会時に案の了承を得ましたので、ご報告いたします。本日資料をお持ち帰りいただき、11月総会時に内容検討。意見を頂いたものを反映させて、12月最終決定とさせていただきたいと思います。本日の資料は確定ではありません。ご意見あれば事務局までお願いいたします。 来月、11月13日の山形県農業委員会大会についての資料をお配りしています。農業委員の皆様は、当日午前中に総会に臨んでいただいて、終了後に12時前までに会議室で昼食を摂っていただきます。

	駐車場は市役所の駐車場をお使いください。食糧会館の駐車場は使えません。12 時、食糧会館前からバスに乗車します。推進委員の方は各自昼食を済ませていただき、12 時少し前まで山形市農業振興公社の駐車場にお集まりいただき、バスにて会場の寒河江市市民文化会館に向かっています。大会の参加について 10 月 20 日正午まで出欠の連絡をいただきたくお願いします。
議 長	何か質問ありませんか。 先ほどありましたように、山形市への意見書の提出につきまして、推名農政課題検討小委員会委員長を筆頭にまとめ上げていただきました。今月 24 日に市長と面談し提出してまいりますので、よろしくお願いします。 指針の目標について、ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。県大会はぜひ全員から出席していただきたいので出席よろしくお願いします。 他に、皆さんから何かありませんか。
伊 藤 委 員	10 月 11 日水曜日に令和 5 年度農業者年金加入推進特別研修会がオンライン会議で行われ、加入推進部長として参加しました。主な内容としては、「農業者年金制度の概要と加入推進の取り組みについて」「農業者年金を活用した老後設計について」「加入推進活動計画と新規加入状況について」の説明を受けました。今年度山形市の目標 6 人に対して現在 2 人の実績となっております。制度の理解と周知が加入推進に繋がるとのことでした。例年 1 月に加入推進活動をお願いして、農閑期の 1 月から 3 月に加入推進活動を行っておりますが、強化月間に限らず、お声掛けしていただければと思います。ご協力お願いします。以上です。
議 長	ご苦労様でした。はじめての仕事ですが頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。 何もないければ、これで第 4 回総会を終了いたします。ご苦労様でした。 (閉会午後 2 時 40 分) 以下余白

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

